

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和5年10月16日（月） 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	1 番	松田	博久	2 番	大庭	嘉則
	3 番	永井	英男	4 番	石黒	正幸
	5 番	岩井	俊弘	6 番	永田	勝美
	7 番	西村	淳子	8 番	村松	恵美子
	9 番	金井	義人	10 番	松本	芳廣
	11 番	村松	保男	12 番	加藤	元章
	13 番	金原	純一郎	14 番	渥美	敦子
	15 番	松浦	重信	16 番	安間	啓一

欠席委員

3 事務局

産業部長	1 人
農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局（鈴木） それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから10月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「8 番村松 恵美子委員」、「9 番金井 義人委員」を指名いたします。

次に、日程第2、
「議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

会長 事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

(浜本)

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

松原 []、田、[] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【2】

東同笠 []、田、[] m²、ほか8筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

[] の貸付地につきましては、[] 地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

【3】

西同 [] 番、畑、[] m²
[] から [] への所有権移転になります。
[] さんの貸付地につきましては、[] 地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

計3件、6,901 m²でございます。

以上でございます。

会長

今回、農地法3条の議案の2番については、[] 委員が関係する案件となっております。

農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、
農業委員会の委員は、自己もしくは、関係法人に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されておりますので、[] 委員については、退席していただきます。

担当農業委員から議案2番の説明をお願いします。

安間委員

2番について、ご説明いたします。
東同笠 [] につきましては、一体となった農地になります。
[] から [] へ所有権移転となります。
この案件は、[] さんは、今後農業は行わないということで、現在、耕作しております [] へ譲りたいということです。
問題ないと思われまます。
よろしくご審議お願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第40号の2番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第40号の2番については、承認することに決しました。

次に、「議第40号 農地法第3条の2番以外」の案件についてを議題といたします。

担当農業委員から説明をお願いします。

安間委員

1番の説明をいたします。

■■■■さんから■■■■さんへの所有権移転となります。

この農地は、現在、別な人が耕作されており、耕作者に伺ったところ、取得することができないということで、■■■■さんに所有権移転することになりました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

次に3番の説明をいたします。

西同笠■■■■になります。

■■■■さんから■■■■さんへの所有権移転となります。

■■■■さんは、■■■■で、現職のころから農業を行っており、退職してからは本格的に農業を営むようになりました。

畑については、キャスタバを作っているようです。

体力も気力もあり、問題ないと思います。

よろしくご審議お願ひいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第40号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第40号については、承認することに決しました。

次に「議第41号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

久能[]番[]、田、[]m²、につきましては、[]が共同住宅敷地のため転用申請するもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】

浅羽[]番[]、畑、[]m²、につきましては、[]が貸駐車場敷地のため転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

以上、計2件、田 676m²、畑 629 m²でございます。

会長

次に担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員

1番の説明をいたします。
申請地は、久能です。
宇刈川[]の西側で、[]南側になります。
[]さんが、自宅の前の敷地を共同住宅にするための許可申請です。
申請地の北側は住宅地で南側は農地です。
汚水は自宅の敷地を通り、北側道路の公共下水道に接続し、雨水は隣接する南側の水路を改修してそこに流す計画です。
特に問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員

2番の説明をいたします。
場所は、浅羽の[]の西側で、[]交差点の東になります。
[]さんが貸駐車場にするための申請です。
今現在は、[]駐車場となっておりますが、今後、17台と中型トラック2台が駐車できる計画となっております。

今回の申請地の隣に既に許可を受けた駐車場がありますが、駐車台数が増えたことで、今回の申請地の一部を駐車場として使用したことから、始末書が提出されております。

雨水は北側の道路側溝へ流します。

東側は茶畑、西側は[]の敷地となっておりますので、問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第41号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第41号については、承認することに決しました。

次に「議第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題」といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】

豊沢[]番、畑、[]㎡ほか1筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、[]農用地区域から除外されており、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【2】

豊沢[]、畑、[]㎡、計[]㎡につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、[]付けで農用地区域から除外されており、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【3】

愛野 番、畑、 m^2 につきましては、
からへ所有権移転により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【4】

堀越、田、 m^2 、計 m^2 につきましては、
からへ賃貸により、駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

村松、田、 m^2 ほか1筆、計 m^2 につきましては、
からへ所有権移転を行い、資材置場・駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【6】

深見 番、畑、 m^2 につきましては、
からへ所有権移転を行い、工場敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集団的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【7】

太田 番、畑、 m^2 につきましては、
からへ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。また、申請地はで自己用住宅敷地のため、転用許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【8】

太田、畑、 m^2 ほか2筆、計 m^2 につきましては、
からへ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【9】

山田 番、畑、 m^2 につきましては、
からへ所有権移
転を行い、資材置場敷地として転用の申請をするもので、申請地は、第1種
農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当
します。また、申請地はで自己用住宅敷地のため、転用
許可を受けておりましたが、今回、計画変更を行うものでございます。

【10】

岡崎、畑、 m^2 につきましては、
からへ所有権移転を行い、犬舎敷地として転用申請さ
れるもので、申請地は、農用地区域から除外されて
おり、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、
原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

以上、計10件、田、1,255 m^2 、畑、4,270.57 m^2 でございます。

会長 次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員 1番の説明をいたします。
豊沢でございますが、現在、さんが住んでいる住宅への進入
路で、農地とは知らずに使用しておりました。
今回、さんの自己用住宅敷地として、この進入路と住宅敷地につい
て、申請するものです。
排水につきましては、合併浄化槽を通じて北側道路に流す計画となってお
ります。

続きまして2番の説明をいたします。
場所は、南側になります。
さんが自己用住宅を建てたいということで、申請がありました。
現地調査をしたところ、土建業を営んでいるということで、敷地内に石垣
石が積まれておりましたが、嚴重注意をいたしまして、撤去していただ
きました。
排水は、合併浄化槽を通じて西側に流す計画となっております。

次に3番の説明をいたします。
場所は愛野になります。
これも同じく、自己用住宅敷地となります。
2種農地ですが、周辺は住宅地となっております。
1番から3番について、よろしくご審議よろしくお願ひいたします。

永井委員 4番の説明をいたします。
申請地は堀越で、になります

す。

■さんが、■さんが■駐車場敷地として許可申請するものです。

ここは■長年駐車場として、無許可で使用しておりましたため、土地所有者から始末書が提出されております。

雨水は敷地北側の道路側溝に流す計画です。

現在、申請地は使用停止ということで措置が取られております。

特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

石黒委員

5 番の説明をいたします。

申請地は村松■で、■東に行ったところになります。

申請者の■が所有権移転をして資材置場と駐車場に転用したいとの申請がありました。

申請地は第 2 種農地で、周辺の農地への影響はないと思われます。

雨水については、自然浸透及び北側の U 字溝に流します。

特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

岩井委員

6 番の説明をいたします。

6 番から 8 番まで続けて説明をいたします。

申請地は東名インターから北にいったところで、■
■その北側 100 m いったところが申請地になります。

この場所は住宅地となっておりましたが、地目は農地、かなり昔の家で、
■女性が一人で住んでおりました。この女性がお亡くなりになり、現在は更地となっております。

今回、工場敷地としての申請になります。

排水路が東側にありますので、問題ないと思われます。

7 番の説明をいたします。

申請地は、■東約 200 m のところになります。現在、更地になっており、周辺は住宅地に囲まれておりまして、周辺への農地の影響はないと思われます。

続きまして、8 番の説明をいたします。

この場所は■堤防沿いを■遡ったところが申請地になります。

■堤防のすぐ下で、現在は茶と果樹が植えてあります。

周りも住宅地で、排水も東側に排水路がありますので、問題ないないと思われます。

6 番から 8 番まで併せて、ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番の説明をいたします。

場所は山田[]というところになります。

[]北へ[]行ったところになります。

土地の所有者は[]さんですが、ここは、広い面積で2件分を分割した形になり、なかなか売れずにおりました。

この場所を[]が資材置場としての転用申請です。

資材置場ですので、排水は雨水だけで、西側に排水路がありますので周辺農地への影響はないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

松本委員

10番の説明をいたします。

[]になります。

当該地は、茶園地帯の中にあります。また、道路に囲まれた茶畑であった農地になります。

この場所に、[]さんが祖父から農地を借受けて犬舎を設ける申請となります。農用地区域からの除外も認められており、集落からのにじみだしに該当いたします。排水等については道路側溝を利用し、周辺農地に与える影響はないと思われます。

また、祖父の時代から犬舎として利用しており、始末書が提出されております。

ご審議よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第42号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第42号については、承認することに決しました。

事務局
(浜本)

次に、日程第3、

「報第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局から報告をお願いします。

報第14号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

深見 番、田、 m²、ほか4筆、計 m²
、耕作目的

計1件、 m²でございます。

以上でございます。

以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人